

福岡国際医療福祉大学 大学院学則（案）

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この学則は、福岡国際医療福祉大学学則（平成30年8月31日制定。以下「本学学則」という。）第7条の2の規定に基づき、福岡国際医療福祉大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

（教育研究上の目的）

第2条 本大学院は、建学の精神に基づき、保健医療福祉に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展と健康・福祉の向上に寄与する人材を養成することを目的とする。

（自己点検、評価）

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行う。

3 前2項の点検及び評価並びに検証に関し必要な事項は、別に定める。

（情報の公表）

第4条 本大学院は、教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表する。

（研修の機会等）

第5条 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行う。

第2章 組織

(課程)

第6条 本大学院に、修士課程を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科)

第7条 本大学院に、保健医療学研究科を置く。

- 2 保健医療学研究科は、保健医療学の各分野における学際的研究を行い、その応用を通して専門分野における研究能力及び実践的指導力を授け、高度な専門性をもって、社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

(専攻及び分野)

第8条 保健医療学研究科に、次の専攻及び分野を置く。

専攻名	分野名
保健医療学専攻 (修士課程)	理学療法学分野 作業療法学分野 視能訓練学分野 看護学分野

- 2 保健医療学専攻は、理学療法学、作業療法学、視能訓練学及び看護学を構成する各種の学術に関し、研究開発又は高度専門技術の実践を担う人材の養成を目的とする。

(学生定員)

第9条 保健医療学研究科の専攻の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

専攻名	修士課程	
	入学定員 (人)	収容定員 (人)
保健医療学専攻	8	16

第3章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第10条 本大学院における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員が担当し、又は分担することとする。

(研究科長)

第11条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、学長の指示を受けて、当該研究科に関する事項を掌理する。
- 3 研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第12条 研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 修業年限、学年、学期及び休業日

(標準修業年限)

第13条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(在学期間)

第14条 在学期間は、前条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

- 2 第30条の規定により長期にわたる教育課程の履修が認められた学生の在学期間については、別に定める。

(学年、学期及び休業日)

第15条 学年、学期及び休業日は、本学学則第18条から第20条までの規定を準用する。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第16条 教育課程は、本大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育方法)

第17条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。

3 研究科における専攻別の授業科目及び単位は、別表1のとおりとする。

4 第1項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

5 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(教育方法の特例)

第18条 本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法等)

第19条 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(メディアを利用して行う授業)

第20条 メディアを利用して行う授業については、本学学則第38条の規定を準用する。

(単位の計算方法及び認定)

第21条 単位の計算方法及び認定については、本学学則第33条及び第34条の規定を準用する。

(成績の評価)

第22条 成績の評価については、本学学則第35条の規定を準用する。

(授業日数)

第23条 授業日数については、本学学則第36条の規定を準用する。

(成績評価基準等の明示)

第24条 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

2 成績評価基準等に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第25条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(他の大学院における授業科目の履修)

第26条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。この場合の履修期間は、第13条に規定する標準修業年限及び第14条に規定する在学期間に含まれるものとする。

2 前項により修得した単位は、15単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第27条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(第46条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学及び再入学の

場合を除き、15単位を超えないものとし、また、第26条第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 単位の認定方法等については、別に定める。

(在学期間の短縮)

第29条 前条第1項により本大学院に入学する前に修得した単位（入学資格を有した後修得したものに限り。）を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第30条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 入学及び再入学等

(入学の時期)

第31条 入学の時期については、本学学則第23条の規定を準用する。

(入学資格)

第32条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずる

ものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(入学出願手続及び入学者の選考)

第33条 入学出願手続及び入学者の選考については、本学学則第25条及び第26条の規定を準用する。

(入学手続及び入学許可)

第34条 入学手続及び入学許可については、本学学則第27条の規定を準用する。

(再入学及び転入学)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院への入学を志願する者があるときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することができる。

- (1) 本大学院を退学した者(第50条の懲戒による退学者を除く。)又は除籍された者で、同一の研究科・専攻に再入学を願い出た者
- (2) 他の大学院から本大学院に転入学を願い出た者

2 前項により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在

学すべき年数については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 再入学及び転入学に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 休学、復学、転学、転研究科、転専攻、留学、退学及び除籍

(休学)

第36条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学することができない見込みの者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は期間を定めて休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とし、更新することができる。ただし、通算して、修士課程にあつては2年を超えることができない。

4 休学期間は、第14条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第37条 休学期間の満了又は休学期間中にその事由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第38条 他の大学院に入学又は転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(転研究科及び転専攻)

第39条 研究科又は専攻の変更を志願する者があるときは、教育に支障のない限り、選考の上、許可することがある。

2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

(留学)

第40条 外国の大学院で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学の期間は、第13条に規定する標準修業年限に含まれるものとする。

3 第26条の規定は、学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

4 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退 学)

第41条 退学しようとする者は、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、所定の手続を経て、学長が除籍する。

- (1) 第14条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第36条に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 病気その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (4) 所定の期日までに入学料を納付しない者
- (5) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (6) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第8章 課程の修了及び学位

(修士課程の修了要件)

第43条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 前項の修了要件に係る在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第44条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 学位を授与するに当たっては、次に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	専攻名	分野名	学位 (専攻分野)
保健医療学研究科	保健医療学専攻	理学療法学分野	修士 (保健医療学)
		作業療法学分野	
		視能訓練学分野	
		看護学分野	

- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(研究生)

第45条 本大学院の学生以外の者で、本大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第46条 本大学院の学生以外の者で、本大学院において開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、授業に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第47条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本大学院において、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第48条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 賞 罰

(表彰及び懲戒)

第50条 表彰及び懲戒については、本学学則第51条及び第52条の規定を準用する。

第 1 1 章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第 5 1 条 本大学院の学生の入学検定料及び学生納付金（入学金、授業料、実験実習費及び施設設備費）については、別表 2 及び別表 3 のとおりとする。

2 入学検定料及び学生納付金に関し必要な事項は、別に定める。

(学生納付金の免除及び徴収猶予)

第 5 2 条 学生納付金の免除及び徴収猶予については、本学学則第 6 1 条の規定を準用する。

(退学等の場合における学生納付金)

第 5 3 条 休学、復学及び退学等の場合における学生納付金については、本学学則第 6 2 条の規定を準用する。

(研究生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金)

第 5 4 条 研究生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金については、本学学則第 6 3 条の規定を準用する。

(既納の学生納付金)

第 5 5 条 既納の入学検定料及び学生納付金を返還する場合の取扱いについては、本学学則第 6 4 条の規定を準用する。

第 1 2 章 雑 則

(学則の準用)

第 5 6 条 この学則に定めるもののほか、本大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

(読 替)

第 5 7 条 この学則において、本学学則を準用する場合は、「大学」を「大学院」に、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとする。

(補 則)

第 5 8 条 この学則の実施に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第9条に規定する収容定員は、同条にかかわらず、令和7年度から令和8年度までは、それぞれ次のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和7年度	令和8年度
保健医療学研究科	保健医療学専攻	8人	16人

別表 1

保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程授業科目等

区分	授業科目名	単位数	履修年次	
共通科目	研究倫理特論	1	1・2	
	医療統計特論	2	1・2	
	データ解析特論	2	1・2	
	研究方法特論	2	1・2	
	社会調査法特論	2	1・2	
	組織運営管理特論	1	1・2	
	多職種連携特論	1	1・2	
	臨床実習指導特論	1	1・2	
	教育方法学特論	2	1・2	
	教育評価学特論	2	1・2	
	保健・医療分野	科学的思考	2	1・2
		感覚と心理特論	2	1・2
		認知神経科学特論	2	1・2
		医療栄養学特論	1	1・2
		認知心理学特論	1	1・2
		脳と科学	1	1・2
		国際保健医療特論	2	1・2
		高次脳機能特論	1	1・2
	予防医学特論	1	1・2	
専門科目	理学療法学分野	理学療法学講義Ⅰ（基礎）	2	1
		理学療法学講義Ⅱ（応用）	2	1
		理学療法学演習Ⅰ（基礎）	2	1
		理学療法学演習Ⅱ（応用）	2	2
		理学療法学研究指導Ⅰ（研究計画）	2	1
		理学療法学研究指導Ⅱ（データ収集）	2	1
		理学療法学研究指導Ⅲ（データ分析）	2	2
		理学療法学研究指導Ⅳ（論文作成）	2	2
	作業療法学分野	作業療法学講義Ⅰ（基礎）	2	1
		作業療法学講義Ⅱ（応用）	2	1
		作業療法学演習Ⅰ（基礎）	2	1
		作業療法学演習Ⅱ（応用）	2	2
		作業療法学研究指導Ⅰ（研究計画）	2	1
		作業療法学研究指導Ⅱ（データ収集）	2	1
		作業療法学研究指導Ⅲ（データ分析）	2	2
		作業療法学研究指導Ⅳ（論文作成）	2	2
	視能訓練学分野	視能訓練学講義Ⅰ（基礎）	2	1
		視能訓練学講義Ⅱ（応用）	2	1
		視能訓練学演習Ⅰ（基礎）	2	1
		視能訓練学演習Ⅱ（応用）	2	2
		視能訓練学研究指導Ⅰ（研究計画）	2	1
		視能訓練学研究指導Ⅱ（データ収集）	2	1
		視能訓練学研究指導Ⅲ（データ分析）	2	2
		視能訓練学研究指導Ⅳ（論文作成）	2	2
	看護学分野	看護学講義Ⅰ（基礎）	2	1
		看護学講義Ⅱ（応用）	2	1
		看護学演習Ⅰ（基礎）	2	1
		看護学演習Ⅱ（応用）	2	2
看護学研究指導Ⅰ（研究計画）		2	1	
看護学研究指導Ⅱ（データ収集）		2	1	
看護学研究指導Ⅲ（データ分析）		2	2	
看護学研究指導Ⅳ（論文作成）		2	2	

別表 2 入学検定料

(単位：円)

	入学検定料
保健医療学研究科	30,000

別表 3 学生納付金

保健医療学研究科 学生納付金

(単位：円)

学年	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費	年度合計
1 年	300,000	650,000	—	150,000	1,100,000
2 年	—	650,000	—	150,000	800,000

福岡国際医療福祉大学 学則（案）

第1章 総 則

第1節 目的

（目的）

第1条 福岡国際医療福祉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する理論と応用の教授研究を行い、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、保健医療福祉に関する指導者とその専門従事者を養成するとともに、学術文化の向上と国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材を養成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（情報の公開）

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開するものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

（社会的・職業的自立に関する指導等）

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（研修の機会等）

第6条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に

必要な知識及び技能を習得・向上させるための研修の機会を設けることとその他の必要な取組を行う。

第2節 組織

(学部)

第7条 本学に、次の学部を置き、学部ごとに次のとおり教育研究上の目的を定める。

一 医療学部

理学療法学、作業療法学、視能訓練学、言語聴覚学及び診療放射線学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士及び診療放射線技師等の人材を養成する。

二 看護学部

看護学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師等の人材を育成する。

2 各学部学科の学生定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
医療学部	理学療法学	40名	160名
	作業療法学	40名	160名
	視能訓練学	40名	160名
	言語聴覚学	40名	160名
	診療放射線学	60名	240名
看護学部	看護学	100名	400名

(大学院)

第7条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は別に定める。

第8条 削除

(図書館)

第9条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(推進室等)

第9条の2 本学に、推進室等を置くことができる。

2 推進室等に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座及び寄附研究部門)

第9条の3 本学に、寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を置くことができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第9条の4 本学に、教育・研究・臨床等に関するセンター及び研究所を置くことができる。

2 センター及び研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第11条 本学に、学長を置く。学長は、校務をつかさどり所属職員を統督する。

2 本学に、学長を補佐するため、副学長を置くことができる。

3 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

4 本学に、客員教授、非常勤講師及びその他必要な職員を置くことができる。

5 本学に、名誉教授を置くことができる。

(職員組織)

第12条 学部に、学部長を置く。学部長は、学長の指示を受けて、学部に関する校務を掌理する。

2 学部の学科に、学科長を置く。学科長は、学部長を補佐し、学科の校務を掌理する。

3 学部に、副学部長、学科に副学科長を置くことができる。

4 図書館に、図書館長を置く。

5 事務局に、事務局長を置く。

第4節 管理運営委員会、学部長・学科長会議、教授会及び学科会

(管理運営委員会)

第13条 本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、本学に管理運営委員会を置く。

2 管理運営委員会は、学長、副学長、研究科長、学部長、事務局長、学長が指名した副学部長、学科長、理事長が指名した常任理事及び理事をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の職員を加えることができる。

3 管理運営委員会は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

4 管理運営委員会は、次の事項を審議する。

- 一 学則その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項
 - 二 学部・学科の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
 - 三 本学の重要な施設の設置及び廃止に関する事項
 - 四 学生の身分及びその厚生補導に関する重要事項
 - 五 その他、本学の運営に関する重要事項
- 5 管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長・学科長会議)

第14条 学部、学科の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学部長・学科長会議を置く。

2 学部長・学科長会議は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長、副学科長をもって構成する。

3 学部長・学科長会議は、学長が招集し、その議長となる。

4 学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

5 学部長・学科長会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第15条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長及び学部の専任教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の教員を加えることができる。

3 教授会は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見

を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与
- 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 5 教授会は、前項に規定するものの他、学長、副学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（学科会）

- 第16条 学科内の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学科に学科会を置く。
- 2 学科会は、学科の専任教員をもって構成する。

（委員会）

- 第17条 本学に、学長の諮問機関として委員会を置くことができる。
- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

（学年）

- 第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

- 第19条 学年を分けて、次の2学期とする。
- 前期 4月1日から9月30日まで
- 後期 10月1日から3月31日まで
- 2 学長は、学部の教育上の必要に応じ、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

（休業日）

- 第20条 休業日は、次のとおりとする。
- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日
 - 三 春期休業日（3月1日から3月31日まで）

四 夏期休業日（ 8月 1日から9月20日まで）

五 冬期休業日（12月25日から1月6日まで）

2 学長は、学部の教育上の必要に応じ、前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第21条 医療学部及び看護学部の修業年限は、4年とする。ただし、第28条に規定する場合を除く。

（在学年限）

第22条 学生は、医療学部及び看護学部においては8年を超えて在学することができない。ただし、第28条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

（入学の時期）

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別な場合は、学期の始めに入学を許可することがある。

（入学の資格）

第24条 各学科第1学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

八 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第25条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定期日までに本学に願出しなければならない。

（入学者の選考）

第26条 入学者の選考は、学力試験、その他の方法による。

2 選考の方法は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第27条 前条の選考に合格した者は、指定された期日までに、入学金、授業料、その他の学費に保証人連署の誓約書など所定の書類を添えて、入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

（編入学、転入学、再入学）

第28条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

一 大学を卒業した者又は退学した者

二 短期大学、高等専門学校を卒業した者

三 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であり、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）の専攻科（修業年限が2年以上であり、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の

取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第3節 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程)

第29条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを、各学年次に配当して編成するものとする。

(授業科目の区分)

第30条 授業科目を分けて、総合教育科目、専門教育科目とする。

(授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数)

第31条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は、別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

(単位計算方法)

第33条 授業科目の単位計算方法は、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間又は30時間をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技等については、30時間又は45時間をもって1単位とする。
- 三 臨床実習及び臨地実習については、45時間をもって1単位とする。
- 四 卒業研究の授業科目については、単位を授与する。単位数は、学科ごとに別に定める。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第34条 授業科目を履修し、その試験、又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りでない。
- 3 試験に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第35条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5種とし、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(授業日数)

第36条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35週以上とする。

(履修方法)

第37条 学生は、医療学部及び看護学部においては本学に4年以上在学し、各学科所定の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修方法については、別に定める履修規程の定めるところによる。

(メディアを利用して行う授業)

第38条 メディアを利用して行う授業を、あらかじめ指定した日に情報機器その他の通信手段によって行うことができる。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第39条 学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第40条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第41条 学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は大学設置基準第29条第1項の規定による専修学校において履修した授業科目について修得した単位(第58条の規定により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における

授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第39条第1項及び第2項並びに前条第1項により、本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、転学、留学、除籍及び退学

(休学)

- 第42条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第43条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。
- 2 休学の期間は、通算して、4年を超えることはできない。
 - 3 休学の期間は、第22条の在学年限に算入しない。
 - 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

- 第44条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学部、転学科)

- 第45条 本学内において、他の学部、学科への転学部、転学科を志願する者があるときは、教授会において選考の上、学長が転学部、転学科を許可することができる。
- 2 転学部、転学科の許可を受けた者の修業年限及び既に取得した単位の取扱いは、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(留学)

- 第46条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可

を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第49条に定める在学期間に含まれることができる。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第47条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署の上、所定の様式により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第48条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- 一 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第22条に定める在学年限を超えた者
- 三 長期間にわたり行方不明の者
- 四 第43条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- 五 死亡した者

第5節 卒業及び学士の学位

(卒業)

第49条 医療学部及び看護学部においては、本学に4年以上在学し、別に定める卒業に必要な単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

(学士の学位)

第50条 学士の学位については、以下のとおりとする。

学部	学科	学位（専攻分野）
医療学部	理学療法学科	学士（理学療法学）
	作業療法学科	学士（作業療法学）
	視能訓練学科	学士（視能訓練学）
	言語聴覚学科	学士（言語聴覚学）
	診療放射線学科	学士（診療放射線学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

第6節 賞罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があった者には、学長は、教授会の意見を聴いて、表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第52条 本学の諸規程に違背し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、情状により譴責、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由なくして出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

5 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 厚生補導

(学生指導)

第53条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

(保健管理)

第54条 本学に保健室を置き、学生の保健管理を行う。

第8節 施設利用

(施設利用)

第55条 本学の施設は、本学の学生及び職員が使用できる。ただし、本学の運営に支障のない限りにおいて、一般市民の利用に供することができる。

第9節 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第56条 本学において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第57条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生は学期ごとに許可する。
- 3 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第57条の2 他の大学、大学院又は短期大学（外国の大学、大学院及び短期大学を含む。）の学生で、本学において、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学、大学院又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生は学期ごとに許可する。
- 3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第58条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育・研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として、入学を許可することができる。

- 2 前項の科目等履修生に対し単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第34条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第59条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第60条 入学検定料及び学生納付金については、別表2及び別表3のとおりとする。

(免除等)

第61条 学業優秀である者若しくは経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除し、徴収を猶予することがある。

2 休学期間中及び留学期間中は、授業料の3分の2を免除する。

(退学等の場合の学生納付金)

第62条 学年の中途において退学し、転学し、又は停学若しくは退学を命ぜられた者もその学年の学生納付金を納めなければならない。

(研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金)

第63条 研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金については、別に定める。

(返還)

第64条 納付した入学検定料及び学生納付金は、返還しない。

第11節 奨学金

(奨学金)

第65条 本学に奨学金の制度を設けることができる。

2 奨学金の支給は、品行方正で学業優秀な学生に対して行う。

3 奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

第12節 公開講座及び各種講習会等

(公開講座、各種講習会等)

第66条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座、各種講習会を開催することができる。

2 社会人の再教育及び教育研究活動に資するため、特別講座等を開催することができる。

3 公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 補則

(補則)

第67条 この学則の実施に関し必要な細目は、別に定める。

附則

1 この学則は、文部科学大臣の認可の日（平成30年8月31日）から施行する。

2 第7条に規定する収容定員は、同条にかかわらず、平成31年度から平成34年度までは、それぞれ次のとおりとする。

	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医療学部				
理学療法学科	40名	80名	120名	160名
作業療法学科	40名	80名	120名	160名
視能訓練学科	40名	80名	120名	160名
医療学部合計	120名	240名	360名	480名

附則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 第7条に規定する収容定員は、同条にかかわらず、令和5年度から令和8年

度までは、それぞれ次のとおりとする。

医療学部	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
言語聴覚学科	40名	80名	120名	160名

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する収容定員は、同条にかかわらず、令和6年度から令和9年度までは、それぞれ次のとおりとする。

医療学部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
診療放射線学科	60名	120名	180名	240名

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

学則の変更事由と変更点を記載した書類

1. 学則変更の事由

福岡国際医療福祉大学に大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程を設置するため。

2. 変更点

- 1) 学則第7条に以下の条文を設ける。

(大学院)

第7条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は別に定める。

- 2) 第13条第2項に、「研究科長」を加える。

(管理運営委員会)

第13条 (略)

- 2 管理運営委員会は、学長、副学長、研究科長、学部長、事務局長、学長が指名した副学部長、学科長、理事長が指名した常任理事及び理事をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の職員を加えることができる。

- 3) 附則に以下を加える。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

以上

変更部分の新旧対照表

福岡国際医療福祉大学学則	
新	旧
<p><u>(大学院)</u></p> <p><u>第7条の2 本学に大学院を置く。</u></p> <p><u>2 大学院に関し必要な事項は別に定める。</u></p> <p>(管理運営委員会)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 管理運営委員会は、学長、副学長、<u>研究</u> <u>科長</u>、学部長、事務局長、学長が指名した 副学部長、学科長、理事長が指名した常任 理事及び理事をもって構成する。ただし、 学長が必要と認めた場合は、専任の職員を 加えることができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この学則は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(管理運営委員会)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 管理運営委員会は、学長、副学長、学部 長、事務局長、学長が指名した副学部長、 学科長、理事長が指名した常任理事及び理 事をもって構成する。ただし、学長が必要 と認めた場合は、専任の職員を加えること ができる。</p>

福岡国際医療福祉大学大学院研究科委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、福岡国際医療福祉大学大学院学則第12条第2項の規定に基づき、研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学及び課程の修了

（2）学位の授与

（3）前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長、副学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（1）学長

（2）副学長

（3）研究科長

（4）研究科の授業又は研究指導を担当する教授

（5）その他学長が必要と認めた者

（議長）

第4条 委員会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、委員会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事の特例)

- 第6条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。
- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(意見の聴取)

- 第7条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(研究科代表者会議)

- 第8条 委員会に、研究科代表者会議を置くことができる。
- 2 研究科代表者会議は、委員会の定めるところにより、当該会議の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 3 研究科代表者会議に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(事務)

- 第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。